

(参考)

グッド・デザイン大賞等審査要綱 新旧対照表

新	旧																																																
<p style="text-align: center;">グッド・デザイン大賞等審査要綱</p> <p style="text-align: center;">56 質第 3660 号 昭和 56 年 9 月 8 日 通商産業省 改正 58 質第 4110 号 改正 59 質第 3625 号 改正 60 質第 4287 号 改正 2 質第 535 号 改正 3 質第 391 号 改正 5 質第 847 号 改正 8 産第 644 号</p>	<p style="text-align: center;">グッド・デザイン大賞等審査要綱</p> <p style="text-align: center;">56 質第 3660 号 昭和 56 年 9 月 8 日 通商産業省 改正 58 質第 4110 号 改正 59 質第 3625 号 改正 60 質第 4287 号 改正 2 質第 535 号 改正 3 質第 391 号 改正 5 質第 847 号 改正 8 産第 644 号</p>																																																
<p>1. 目的 当該年度に選定されたグッド・デザイン商品及びグッド・デザイン施設（以下「グッド・デザイン商品等」という。）の中から特に優れた商品及び施設並びに過去のグッド・デザイン選定商品の中から現在まで長期間にわたり生産販売を続けている商品を選び、賞を授与し、企業及びデザイナーのデザイン開発の意欲を高めるとともに、一般消費者及び利用者のデザインに対する意識の昂揚を図ることを目的とする。</p> <p>2. 賞</p> <p>① 賞は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>イ</td><td>グッド・デザイン大賞</td><td>通商産業大臣賞</td></tr> <tr><td>ロ</td><td>グッド・デザイン金賞</td><td>通商産業大臣賞</td></tr> <tr><td>ハ</td><td>グッド・デザイン外国商品賞</td><td>通商産業大臣賞</td></tr> <tr><td>ニ</td><td><u>ユニバーサル・デザイン賞</u></td><td>通商産業大臣賞</td></tr> <tr><td>ホ</td><td><u>インタラクティブ・デザイン賞</u></td><td>通商産業大臣賞</td></tr> <tr><td>ヘ</td><td><u>エコロジー・デザイン賞</u></td><td>通商産業大臣賞</td></tr> <tr><td>ト</td><td>グッド・デザイン中小企業庁長官特別賞</td><td>中小企業庁長官賞</td></tr> <tr><td>チ</td><td>ロングライフデザイン賞</td><td>商務流通審議官賞</td></tr> </table> <p>② 部門は、グッド・デザイン商品（Gマーク商品）等選定要綱（55 質第 1146 号、以下「選定要綱」という。）別表に定めるところによるものとする。</p> <p>3. 審査対象 審査対象は、2. ①イからトに規定する賞については当該年度に選定されたグッド・デザイン商品等とし、2. ①チに規定する賞については選定後現在まで 10 年以上製造販売が続けられているグッド・デザイン商品とする。</p>	イ	グッド・デザイン大賞	通商産業大臣賞	ロ	グッド・デザイン金賞	通商産業大臣賞	ハ	グッド・デザイン外国商品賞	通商産業大臣賞	ニ	<u>ユニバーサル・デザイン賞</u>	通商産業大臣賞	ホ	<u>インタラクティブ・デザイン賞</u>	通商産業大臣賞	ヘ	<u>エコロジー・デザイン賞</u>	通商産業大臣賞	ト	グッド・デザイン中小企業庁長官特別賞	中小企業庁長官賞	チ	ロングライフデザイン賞	商務流通審議官賞	<p>1. 目的 当該年度に選定されたグッド・デザイン商品及びグッド・デザイン施設（以下「グッド・デザイン商品等」という。）の中から特に優れた商品及び施設並びに過去のグッド・デザイン選定商品の中から現在まで長期間にわたり生産販売を続けている商品を選び、賞を授与し、企業及びデザイナーのデザイン開発の意欲を高めるとともに、一般消費者及び利用者のデザインに対する意識の昂揚を図ることを目的とする。</p> <p>2. 賞</p> <p>① 賞は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>イ</td><td>グッド・デザイン大賞</td><td>通商産業大臣賞</td></tr> <tr><td>ロ</td><td>グッド・デザイン金賞</td><td>通商産業大臣賞</td></tr> <tr><td>ハ</td><td>グッド・デザイン外国商品賞</td><td>通商産業大臣賞</td></tr> <tr><td>ニ</td><td><u>グッド・デザイン福祉賞</u></td><td>通商産業大臣賞</td></tr> <tr><td>ホ</td><td><u>グッド・デザインインターフェイス賞</u></td><td>通商産業大臣賞</td></tr> <tr><td>ヘ</td><td><u>グッド・デザイン景観賞</u></td><td>通商産業大臣賞</td></tr> <tr><td>ト</td><td>グッド・デザイン中小企業庁長官特別賞</td><td>中小企業庁長官賞</td></tr> <tr><td>チ</td><td>ロングライフデザイン賞</td><td>商務流通審議官賞</td></tr> </table> <p>② 部門は、グッド・デザイン商品（Gマーク商品）等選定要綱（55 質第 1146 号、以下「選定要綱」という。）別表に定めるところによるものとする。</p> <p>3. 審査対象 審査対象は、2. ①イからトに規定する賞については当該年度に選定されたグッド・デザイン商品等とし、2. ①チに規定する賞については選定後現在まで 10 年以上製造販売が続けられているグッド・デザイン商品とする。</p>	イ	グッド・デザイン大賞	通商産業大臣賞	ロ	グッド・デザイン金賞	通商産業大臣賞	ハ	グッド・デザイン外国商品賞	通商産業大臣賞	ニ	<u>グッド・デザイン福祉賞</u>	通商産業大臣賞	ホ	<u>グッド・デザインインターフェイス賞</u>	通商産業大臣賞	ヘ	<u>グッド・デザイン景観賞</u>	通商産業大臣賞	ト	グッド・デザイン中小企業庁長官特別賞	中小企業庁長官賞	チ	ロングライフデザイン賞	商務流通審議官賞
イ	グッド・デザイン大賞	通商産業大臣賞																																															
ロ	グッド・デザイン金賞	通商産業大臣賞																																															
ハ	グッド・デザイン外国商品賞	通商産業大臣賞																																															
ニ	<u>ユニバーサル・デザイン賞</u>	通商産業大臣賞																																															
ホ	<u>インタラクティブ・デザイン賞</u>	通商産業大臣賞																																															
ヘ	<u>エコロジー・デザイン賞</u>	通商産業大臣賞																																															
ト	グッド・デザイン中小企業庁長官特別賞	中小企業庁長官賞																																															
チ	ロングライフデザイン賞	商務流通審議官賞																																															
イ	グッド・デザイン大賞	通商産業大臣賞																																															
ロ	グッド・デザイン金賞	通商産業大臣賞																																															
ハ	グッド・デザイン外国商品賞	通商産業大臣賞																																															
ニ	<u>グッド・デザイン福祉賞</u>	通商産業大臣賞																																															
ホ	<u>グッド・デザインインターフェイス賞</u>	通商産業大臣賞																																															
ヘ	<u>グッド・デザイン景観賞</u>	通商産業大臣賞																																															
ト	グッド・デザイン中小企業庁長官特別賞	中小企業庁長官賞																																															
チ	ロングライフデザイン賞	商務流通審議官賞																																															

4. 審査基準

審査基準は、次のとおりとする。

- イ グッド・デザイン大賞
全部門を通じ、選定基準に照らし総合的に最も優れていると認めるもの。
- ロ グッド・デザイン金賞
各部門の中で、選定基準に照らし総合的に特に優れていると認めるもの。
- ハ グッド・デザイン外国商品賞
各部門の外国商品の中で、選定基準に照らし総合的に特に優れていると認めるもの。
- ニ ユニバーサル・デザイン賞
各部門の中で、福祉的な視点に配慮し、広範な使用者による使用を可能とした商品及び施設のうち特に優れていると認めるもの。
- ホ インタラクション・デザイン賞
各部門の中で、使用者、使用環境との相互作用性に着目し、的確な操作性と心地よい快適性を実現した商品及び施設のうち特に優れていると認めるもの。
- ヘ エコロジー・デザイン賞
各部門の中で、地球環境や資源の有効活用に配慮し、又は自然景観、都市景観、生活環境との調和を実現した商品及び施設のうち特に優れていると認めるもの。
- ト グッド・デザイン中小企業庁長官特別賞
各部門の中小企業の商品及び施設の中で、選定基準に照らし総合的に特に優れていると認めるもの。
- チ ロングライフデザイン賞
選定要綱4. ハ及びニに適合しているもののうち、今日なお選定要綱2. の趣旨に合致していると認められるもの。

5. 被授賞商品の決定

- ① 通商産業大臣は、4. イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの審査基準に基づきグッド・デザイン大賞等を決定する。
- ② 中小企業庁長官は、4. トの審査基準に基づきグッド・デザイン中小企業庁長官特別賞を決定する。
- ③ 商務流通審議官は、4. チの審査基準に基づきロングライフデザイン賞を決定する。
- ④ 選考に当たり通商産業大臣は選定要綱5. で指定した指定業務機関の長に対し、被授賞候補商品及び被授賞候補施設の推薦を依頼することができる。

6. 授賞

- ① 授賞は、賞状と副賞を授与することによりこれを行う。
- ② 授賞は、当該年度グッド・デザイン商品等選定後、年度内に行う。

4. 審査基準

審査基準は、次のとおりとする。

- イ グッド・デザイン大賞
全部門を通じ最も優れていると認めるもの。
- ロ グッド・デザイン金賞
各部門の中で特に優れていると認めるもの。
- ハ グッド・デザイン外国商品賞
各部門の外国商品の中で特に優れていると認めるもの。
- ニ グッド・デザイン福祉賞
各部門の福祉関連の商品及び施設の中で特に優れていると認めるもの。
- ホ グッド・デザインインターフェイス賞
各部門の中で操作性、快適性等の観点でユーザーと商品または施設の間での高度なインターフェイスを実現する商品及び施設のうち特に優れていると認めるもの。
- ヘ グッド・デザイン景観賞
各部門の中で景観を構成する商品及び施設のうち特に優れていると認めるもの。
- ト グッド・デザイン中小企業庁長官特別賞
各部門の中小企業の商品及び施設の中で特に優れていると認めるもの。
- チ ロングライフデザイン賞
選定要綱4. ハ及びニに適合しているもののうち、今日なお選定要綱2. の趣旨に合致していると認められるもの。

5. 被授賞商品の決定

- ① 通商産業大臣は、4. イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの審査基準に基づきグッド・デザイン大賞等を決定する。
- ② 中小企業庁長官は、4. トの審査基準に基づきグッド・デザイン中小企業庁長官特別賞を決定する。
- ③ 商務流通審議官は、4. チの審査基準に基づきロングライフデザイン賞を決定する。
- ④ 選考に当たり通商産業大臣は選定要綱5. で指定した指定業務機関の長に対し、被授賞候補商品及び被授賞候補施設の推薦を依頼することができる。

6. 授賞

- ① 授賞は、賞状と副賞を授与することによりこれを行う。
- ② 授賞は、当該年度グッド・デザイン商品等選定後、年度内に行う。

新

附 則
この要綱は昭和56年9月8日から施行する。

附 則
この要綱は昭和58年10月27日から施行する。

附 則
この要綱は昭和59年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は昭和60年10月16日から施行する。

附 則
この要綱は平成2年5月18日から施行する。

附 則
この要綱は平成3年4月15日から施行する。

附 則
この要綱は平成5年12月1日から施行する。

附 則
この要綱は平成8年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は平成9年4月18日から施行する。

旧

附 則
この要綱は昭和56年9月8日から施行する。

附 則
この要綱は昭和58年10月27日から施行する。

附 則
この要綱は昭和59年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は昭和60年10月16日から施行する。

附 則
この要綱は平成2年5月18日から施行する。

附 則
この要綱は平成3年4月15日から施行する。

附 則
この要綱は平成5年12月1日から施行する。

附 則
この要綱は平成8年4月1日から施行する。
